6　次の文章をよく読んで、後の問いに答えよ。ただし、設問の都合で、原文を一部改変ないし省略した箇所がある。　〈岐阜大〉　二〇一六年度出題

　一　試験の時代

　和英辞書で試験という言葉をひくと、イグザミネーション（examination）とテスト（test）の二つの英語が出てくる。たしかにアメリカでは、この二つの言葉がａダイタイ的に使われることが多い。だが逆に英和辞書をひいてみると、イグザミネーションとテストの語義には、著しい違いのあることがわかる。

　イグザミネーションの動詞形は、イグザミン（examine）である。それは、試験する、のほかに調べる、検閲する、審査する、検討する、ｂ尋問するなど多様な意味をもっている。テストと同義の「試験する」は、そのうちのひとつにすぎない。これに対してテストのほうには、試験すると類似の試す、試みるなどの意味しかない。イグザミネーションはテストに比べて、はるかに豊かな意味世界をもっている。ミシェル・フーコーが『監獄の誕生』で見せた「」へのこだわりは、そうした意味の豊かさ抜きに理解することができない。

　試験＝エグザマンについてのフーコーの分析は、『監獄の誕生』の第三部「規律・訓練」の第二章「良き訓育の手段」に、病院と学校を具体例に引きながら展開されている。それによれば病院は一八世紀末に「患者をほとんど常時、できる立場におく規則的な観察制度」として「〈試験実施〉装置として組織された」のであり、「同様に学校は、全学期にわたって教育の作用を裏打ちする、中断のない一種の試験装置」となった。人々をたえず調べ、検閲し、審査し、検討し、試験する装置としての学校や病院――フーコーはその出現を一八世紀末という時代に見出した。近代はまさに「試験の時代」として現れたのである。

　フーコーによれば、試験のなかには「知のある型の形式を権力のある行使形式に結びつける、一つの機構」が隠されており、それは次のような特徴をもっている。

⑴　試験はいわば「客体化の儀式」である。伝統的に権力は自らを見せるもの、誇示するもの、見られるものであった。しかし権力の新しい行使形式である「規律・訓練的な権力」は逆である。「①自分を不可視にすることで、自らを行使するのであって、しかも反対に、自分が服従させる当の②相手の者には、可視性の義務の原則を強制する」。試験は権力を行使される相手をとらえ、可視化するための「技術」にほかならず、「たえず見られているという事態、つねに見られる可能性があるという事態」が、試験される「個人を服従強制の状態に保つ」役割を果たす。

⑵　試験はこのように個々人を客体化し、監視の対象にするだけでなく、「記録文書の対象」にする。試験の実施に伴い、それに応じて多様な「書く方法と記録作成の方法」が出現し、「試験によって確定される個人別の特色が、同質化されつつ書きとられる」。その結果、第一に個人を「記述可能で分析可能な客体として」組み立てることが、第二に集積された記録文書を「分類したり、種別を形づくったり、平均を明確にしたり、規格を定めたり」する、「比較中心のある体系を組み立てる」ことが可能になる。

⑶　こうして試験により、それぞれの個人が一つの「事例」にしたてあげられる。ここでいう「事例とは記述され評価され、測定され他の個人と比較され」る個人、また「訓育されるべき、もしくは再訓育されるべき、さらに分類されるべき、規格化されるべき、排除されるべき等々の、そうした個人」をさしている。「個人別の差異の、祭式的で同時に〈科学的な〉確定としての試験、各人を固有の個別性においていわばピンで留める作業としての試験は（身分や家柄や特権や職能が、華々しい標識をともなって明示される儀式とは対照的に）、権力の新しい様式の出現を明示するのであって、その様式では各人は固有の個人性を身分として受け取り、しかもそこでは各人は、各人を特徴づけてとにもかくにも一つの〈事例〉に仕上げる、特徴や尺度やｃ逸脱や〈評点〉に、規約によって結びつけられる」。

　フーコーのいう「規格化の視線」として、「資格付与と分類と処罰とを可能にする監視」としての試験が、学校教育と深い結びつきをもち始めたのは、一八世紀末から一九世紀初めにかけての時期である。

　評価の手段・技術としての試験は、さらに古い時代からあった。官僚の採用試験制度である中国の科挙は、六世紀以来の歴史をもっているし、中世ヨーロッパの大学でも、学位の授与に先立って試験が行われていた。しかし近代の試験は、それ以前の試験とは基本的な性格を異にしている。近代という時代に「試験は変身を遂げた。それは知の徒弟制の終着点における最終的な能力証明の手段から、教育実践のなかに組み込まれた観察の装置となり、生徒の学習活動を定期的に測定し、〈整えておく〉手段に変わった」のである。

　長い間、ある人間の「個人性」が「注目され、観察され、詳しく物語られ、絶えまのない書記行為によって毎日跡づけられるということは、一つの特権的事態」であった。下層社会の人々や一般大衆の個人性が、注目や観察の対象とされることは、ほとんどなかったのである。「ところが規律・訓練のさまざまな方式は、こうした関係をあべこべにし、記述可能な個人性を下へおろし、この個人性の記述を一つの取締手段、一つの支配方法に化」したのだと、フーコーはいう。学校と試験との結びつきは、まさに１そうした逆転をもたらしたのである。

　官僚の採用試験にせよ、大学の学位試験にせよ、それまでは試験は一般大衆には無縁な、社会の上層を占める支配階級の人々のための、成人のためのものであった。それは権力を行使するものを可視化するための手段であったといってもよい。試験に合格することが彼らに、支配階級としての身分や特権を約束したのである。その試験が一般大衆を対象とする学校教育のなかに、監視装置として、規律と訓練の装置として組み込まれ、子供をしっかりとらえ始めたところに、近代における試験の「変身」の重要な特徴があった。

　その近代における試験と学校との関係は、（おそらくはフーコーが見ていたフランス以上に）純粋な形で、明治期日本の小学校における試験の諸制度に見ることができる。そこでは試験は子供・生徒だけではなく教師、さらには学校の「監視装置」として制度化されたのであった。

　二　隠された監視装置

　２生徒を全人的に「規律・監視」のもとにおこうとする試みが、初めてなされたのは一八八七年である。かねてから学校の目的は「良キ人物ヲ作ルヲ以テ第一トシ、学力ヲ養フヲ以テ第二トス」べきだと考えていた当時の文相森有礼は、試験についても対象を広げて、その「方法ヲ学力試験卜行状観察ノ二」とする必要があるとし、訓令を発して「生徒ノ学力ノミナラス兼テ人物ノ如何ニ注目シテ学力ト人物ヲ査定」し、それに応じて卒業時に尋常・優等の二種の証書を発行することを、小学校に求めた。多くの学校が実際に、訓令に基づいて「生徒人物査定法」を定めたことが知られており、たとえば長野県の場合「人物ノ評定」は、「品行・勤勉・才幹」の三点について、点数で評価されることになっていた。この「行状観察」による「人物査定」は、評価の困難さから三年後には廃止されるが、しかしいわゆる「操行」点として、通信簿や学籍簿の重要な記載事項のひとつにされていく。

　小学校長が学籍簿の作成と保存を義務づけられるのは、一九〇〇年の「小学校令施行規則」によってである。同規則に示されたｄ雛形によれば、それは一人ひとりの生徒の入学から卒業に至る経歴や学業成績だけでなく、在学中の出欠席、身体の発育状況、保護者の職業など、個人に関する多様な情報を記録し、保存するものになっている。子供たちはこの公式文書のなかに記録され、「固有の個別性においていわばピンで留め」られた存在となり、それによって比較され、分析される客体につくりあげられていったのである。その一九〇〇年代初めという時期が同時に、就学率が急上昇を遂げ、学級・学年制が整備され、教員の資格制度が確定され、カリキュラムが安定し、さらに国定教科書制度が発足した時期でもあることに注目したい。「規律・監視」の装置はすでに、３狭義の試験というあからさまな形で、生徒や教師をとらえる必要がないほど、教育の過程に隠された形で組み込まれていた。

　三　テストの系譜

　試験という評価と分類の行為には、対象となる人々の個別性、個人性、いい換えれば多様性、不同性、独自性が前提とされている。人々は試験を通して「固有の個人性を身分として」与えられるのであり、教育はそうした個人性の発達の機会を、平等に保障するものでなければならない。そして機会の平等への要求が強まるほど、個人性、とりわけ知的能力の測定・評価の手段としての試験は、その技術としてのｅ精緻化、「科学」化を迫られることになる。４「血統の貴族制から業績の貴族制へ」の転換を目指してきた近代社会において、人々は知的能力に代表される「」に基づいて評価され、序列づけられ、機会と地位を与えられなければならないからである。

　より客観的で公平な、「科学」的な評価と測定の手段の探究――それがテストの発達を促すのであり、テストの発達に「科学」的な基礎を与えたのは、人間諸科学のうちもっとも早くに発展をみた心理学であった。フーコーはいう。「分析の学であれ実践の学であれ、〈〉というｆゴゲンをもつすべての学問は自分の立場を、個人化の諸方式のこうした歴史上の反転のなかにもっている……尺度が身分のかわりをし、しかも記念すべき人間にかわって計量可能な人間のそれを持ちこんだ時期」は、「人間にかんする諸科学が存立可能になった時期」でもある、と。

　「科学」に裏づけられた技術としてのテストは、一九世紀末から二〇世紀初めの時期に、二つの系譜に分かれて発展を遂げていく。その第一はイギリスのガルトン、アメリカのキャテル、フランスのビネーら、心理学者による知能テストの系譜である。学校での教育から十分なｇオンケイを引き出すことのできない、知的能力の「逸脱」者を発見するための「尺度」を作ろうとする彼らの試みは、やがてアメリカの心理学者ルイス・ターマンが一九一六年に開発した、いわゆる「スタンフォード・ビネー」テストによって、知的能力の劣ったものだけでなく、優れたものをも判定し、発見する「科学」的な尺度を生み出すことになる。

　第二は、テストの系譜である。それはきわめてアメリカ的なテストの形式として成立し、発展を遂げてきた。客観的で公平な能力評価の方法の探究そのものは、心理学者によって始められたものではない。アメリカで最初にテストの標準化を目指したのは、ホレース・マンであったとされるが、一八四五年に彼が試みたのは、いわゆる「口頭試問」に代わる「筆記試験」の導入であった。マンによれば筆記試験は、⑴公平無私で、⑵偶然性を排除し、⑶短時間に、⑷全生徒を同じ条件のもとで試験することを可能にするものであり、彼はそれをボストン地域の全公立小学校で画一的に実施することを目指した。

　中国文明圏に属する国々では、筆記試験は目新しいものではない。科挙制度のもとでは、数千人の受験生が一堂に集められｈ一斉に試験されたが、それは筆記試験によってのみ可能だったのである。しかし中世以来「口頭試問」を試験の主要な技術としてきた欧米諸国にとって、それはきわめてな試験の技術であった。一九世紀の後半、筆記試験はアメリカに限らずヨーロッパ諸国でも、より客観的で公平な、また効率的な方法として普及していくことになる。

　マンが、いやアメリカが一斉に行われる筆記試験に求めたのは、教育の規格化、標準化の責任を負う中央的な行政主体不在のもとで、⑴急激に増加していく多様な能力をもった生徒たちを「分類し」、⑵それぞれのコミュニティに根ざした多様な発展を遂げていく公立学校を「」する役割であった。そのためには試験は可能な限り標準化され、規格化されたものでなければならない。一斉筆記試験がやがて心理学と結びつき、「標準テスト」へと発展を遂げていく現実的な基盤は、そこにあった。学力試験を「テスト」へと発展させたのは、アメリカの重要な貢献であり、その発展に中心的な役割を果たしたのは、心理学者Ｅ・Ｌ・ソーンダイクである。一九一八年にはすでに、標準化された学力テストの数は一〇〇を超えていた。

　生徒の分類と学校の監視のための試験の思想は、日本にもやってきた。明治初期の小学校における定期試験や卒業試験は、外部の試験官によって公開の形で行われるものであったし、学校間の優劣を競う集合試験もあった。それらが廃止されたあと一九〇五年には、文部省が「小学校児童学業調査」を実施し、その結果に基づいて各県・郡・市に、一斉学力テストの実施を求めている。就学者が急増するなかで学校間、教科間の学力の到達水準にばらつきが生じ、不均衡の是正の必要のあることが明らかになったためであろう。一九〇〇年代後半から二〇年代にかけては全国的に、「府県一斉学力調査及び郡単位の一斉学力調査、さらには校長による全校一斉の試験」が実施された。

　この時期にはまた知能テストが導入され、さらに大正末から昭和初期にかけて、アメリカの「標準テスト」が心理学者たちによって紹介される。一九二四年には「テスト研究会」が組織され、雑誌『テスト研究』が発行されるなど、　５試験の「科学」化の動きは、わが国でも大きな盛り上がりを見せるようになったのである。

　しかしわが国には標準テストは、制度として根づかなかった。それは教育の中央集権化が著しく進み、すべての生徒が同一のカリキュラム、同一の教科書で学び、また学校と教員自体の規格化、標準化が進んだこの国で、あらためて標準テストを実施する社会的な必要性が、小さかったことをｉ示唆している。学校と教師を「」し、教育の水準を維持するために、標準化されたテストに頼る必要性は、関係者によって痛感されることはなかった。アメリカの影響を強く受けた心理学者たちは、理念ないし理論として「科学」的なテストの導入を目指したが、教師たちは、その必要性を認めようとしなかったのである。

　標準テストを必要としなかったのは、ヨーロッパ諸国も同様である。アメリカと違って、そこでは「試験」がテストよりもイグザミネーションを意味したことはすでに見た通りである。集権的な体制のもとでカリキュラムが整備され、教育内容が明示されたこれらの国では、「学校は、全学期にわたって教育の作用を裏打ちする、中断のない一種の試験装置」となり、「測定およびｊセイサイが同時に可能となる、すべての生徒と個々の生徒の果てしない比較」の過程が制度化されていた。そしてその過程の最後に儀式化され、祭式化された卒業試験が用意され、生徒はそれによって、新しい「身分」を付与された。フランスのバカロレアや、ドイツのアビツーアに代表されるこれらの卒業試験はその点で、（少なくとも明示的には）客観的な評価と序列づけを目的としたアメリカの標準テストと、基本的に性格を異にしている。テストの「民主性」に対する、イグザミネーションの「［　Ａ　］性」という特徴づけが許されるかもしれない。

　標準テストが根づかず、イグザミネーションを重視する日本は、その限りではヨーロッパ諸国に近い。しかしこの国には卒業試験の制度はない。それは明治初期にいったん導入されたが廃止され、生徒たちはほぼ全員が、日常化した学校内部の試験を経て卒業していくのが、常態化している。ただこの国では上級学校への入学試験が、「身分」付与という点で、ヨーロッパ諸国の卒業試験と同一の機能を果たしている。卒業試験に合格することが同時に、上級学校への入学を約束するという形で資格付与が社会化され、制度化されたヨーロッパと、それぞれの学校が個別に行う入学試験に合格することが私的な、隠れた身分付与、資格付与の機能を果たす日本――学歴主義は、そうした日本の試験制度と社会構造の産物にほかならない。

（天野郁夫『日本の教育システム』（一九九六年）より）

（注）

ミシェル・フーコー…フランスの哲学者（一九二六～一九八四）。

『監獄の誕生』…一九七五年に出版されたミシェル・フーコーの著作。刑罰の

近代化の歴史を検討し、規律・訓練を通じて規格化した権力が個人を支配する

ことが現代社会の特質であるとした。

文相…文部省の大臣。文部省は現在の文部科学省にあたる。

「スタンフォード・ビネー」テスト…ビネーの知能検査法をターマンが標準化した知能検査法。

問１　傍線部ａ～ｊについて、カタカナは漢字に直し、漢字はその読みをひらがなで記せ。

問２　傍線部①「自分」、②「相手」は、これらを含む⑴の九行の中でどのような言葉に言い換えられているか。それぞれ抜き出して答えよ。

問３　傍線部１「そうした逆転」とはどのようなことか。「個人性」という言葉を用いて説明せよ。

◎問４　傍線部２「生徒を全人的に「規律・監視」のもとにおこうとする試み」とはどのようなことか。説明せよ。

問５　傍線部３「狭義の試験」とはどのようなものか。簡潔に記せ。

問６　傍線部４「「血統の貴族制から業績の貴族制へ」の転換」とは具体的にどのようなことか。説明せよ。

問７　傍線部５「試験の「科学」化」とはどのようなことか。説明せよ。

問８［　Ａ　］に当てはまる語を次の選択肢の中から一つ選び、記号で答えよ。

ア　階級　　イ　多様　　ウ　個人　　エ　集権　　オ　独善

問９　以下のア～エのうち、もっとも本文の主旨に合致しているものを一つ選び、記号で答えよ。

ア　近代の試験が個々人を精緻に記述し事例化していったことで、一般大衆が権力によって監視される対象となり、その結果として固有の個人性を獲得していったことはもっと評価されていい。

イ　近代以前の「知の徒弟制の終着点における最終的な能力証明の手段」だった試験は、観察装置としてのイグザミネーションに比べれば、子供たちへの日常的な抑圧の度合いは低かったといえる。

ウ　近代以前の大学の学位試験や官僚の採用試験は、上流社会の権力を誇示するためのものにすぎず、それにくらべればアメリカの科学的なテストはずっと公平であり、子供たちにとっても望ましい。

エ　「口頭試問」は、非効率的な上に客観的な採点が困難であるため、子供たちにとって抑圧的であり好ましくない。

【解答と採点基準】

問１　ａ＝代替　ｂ＝じんもん　ｃ＝いつだつ　ｄ＝ひながた　ｅ＝せいち

　　　ｆ＝語源　ｇ＝恩恵　　　ｈ＝いっせい　ｉ＝しさ　　　ｊ＝制裁

問２　①＝権力　②＝個人

問３　Ａ支配階級を可視化し Ｂ特権を認めるために行われていた個人性の記述が、Ｃ一般大衆を監視し Ｄ支配するための手段になったということ。

「個人性」という言葉を使っていなければ全体０（問題文の指示による）。「逆転」について、変化の前後が対比的に書けていなければ全体０。

Ａ＝２／Ｂ＝３／Ｃ＝２／Ｄ＝３

問４　近代の学校において、Ａ生徒の入学から卒業に至る経歴や学業成績だけでなく、Ｂ個人に関する多様な情報まで記録し保存して、Ｃいつでも比較や分析ができるように客体化したこと。

Ｂの「個人に関する情報を記録、保存する」は必須。

Ａ＝３／Ｂ＝４／Ｃ＝３

問５　Ａ学業成績を測るために Ｂ時間や時期を定めて行われる試験。

Ａ＝６／Ｂ＝４

問６　Ａ出自や家柄によって序列づけられ機会と地位が与えられる社会から、　Ｂ試験という手段を用いた個人の能力の測定及び評価によって機会や地位が与えられる社会に移行すること。

「転換」＝「○○から△△に変化・移行した」が書けていなければ全体０。

Ａ＝５／Ｂ＝５

問７　Ａより客観的、公平かつ効率的に Ｂ生徒の能力を測定できるよう、Ｃ一斉筆記試験として Ｄ標準化・規格化するということ。

Ａ＝３／Ｂ＝２／Ｃ＝２／Ｄ＝３

問８　ア

問９　イ